

要保管

卒業まで保管してください。

学習者用パソコン利用の手引き

保護者用

(第2.1版)

府中町教育委員会

令和5年3月改定

目 次

■ 学習者用パソコンの利用について.....	2
■ 機種及び付属品について.....	3
■ 付属品の用意について.....	3
■ 学習者用パソコンの利用上の注意事項.....	4
1 はじめに.....	5
2 禁止事項.....	5
3 制限事項.....	6
4 情報モラルに関すること等.....	6
5 Google Workspace for Education 利用に係る 個人情報の取扱いについて.....	7
6 健康面への配慮.....	7
■ 学習者用パソコンの故障、破損、紛失等の対応について.....	8
■ (様式1) 学習者用パソコン利用についての同意書.....	9
■ (様式2) 学習者用パソコン紛失届.....	10
■ (様式3) 学習者用パソコン故障・破損届.....	11

学習者用パソコンの利用について

保護者の皆様には平素より本町の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国が進めるGIGAスクール構想を受けて、令和3年3月に、児童生徒一人1台の学習者用パソコンとして各学校へ導入され、令和3年4月からは、各小中学校の授業等において活用されています。

本町の小中学校では、学習者用パソコンが授業等においてより効果的に活用され、児童生徒の学力や学習意欲の向上につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

世の中に情報通信技術が浸透し、今や大人も子供もインターネットに接続して情報を得る時代となりました。学校でもこの度の一人1台端末の導入により、教育の情報化が一層進むことになります。

こうした状況で、これから端末の活用に関わるさまざまな課題も明らかになることが想定されます。具体的には、情報モラル、個人情報の扱い、肖像権、著作権、セキュリティ等の課題が挙げられます。これまではこうした課題の解決方法として、「禁止」や「制限」などの手段が多くとられてきました。しかしながら、これから超スマート社会に生きる子どもたちに、これまでの対処方法のみで対応しては、結果として子どもたちが課題に直面することを先送りにしにしかありません。また、児童生徒のスマートフォン所持率が高まる中で、今回導入する端末で「禁止」や「制限」によりトラブルを回避しても、個人所有の各種端末を使用する以上、課題が解決することはありません。

そこで府中町教育委員会では、セキュリティ設定やフィルタリングサービス等により適度に制限された環境で、子どもたち一人一人が情報社会をどのように歩んでいけばよいか学ぶことをめざします。

トラブルを防ぎ、守るだけでなく、トラブルからも学び改善していく態度が学校にも家庭にも求められています。ご家庭にも協力をいただきながら、子どもたちが情報社会で生きていくために必要な力を身に付けられるようにしていきたいと考えています。

保護者の皆様におかれましても、本手引きに記載のルールなどをご理解いただくとともに、家庭において児童生徒にご指導くださいますようお願いいたします。

機種及び付属品について

本 体：ACER 社製 Chromebook R752TN-G2 または
R753T-A14N 「学習者用パソコン」

付属品：AC アダプター（管理ラベル添付）

※これらは、導入当初のものです。

付属品の用意について

次のものは、諸費で一括して購入します。

- ① 学習者用パソコンを入れるインナーケース
持ち帰り時等に破損や傷をできるだけ防ぐために使用します。
- ② スタイラスペン
タッチパネルの操作や文字の記入や描画等に使用します。

次のものは、保護者で購入されるか既にお持ちのものを用意してください。

- ③ 充電器
持ち帰り時に家庭で使用します。
- ④ イヤホン
学校又は持ち帰り時に使用します。マイク付きが必要な場合は、学校が指定します。

学習者用パソコンの利用上の注意事項

情報端末は、府中町内の小中学校の敷地内及び校外学習、そして家庭での学習で活用していただく情報機器です。情報端末を活用することで学習効果が高められ、さらに情報モラルも身につきます。「情報を的確に収集・判断し、分かりやすく表現する力」を習得し、「情報活用能力・表現力」を養うこと期待しています。そのためにも以下の事項を遵守してください。

- 学習者用パソコンは学習のツール（道具）として利用してください。
授業・学習以外での利用は禁止です。
- パスワードは他人に教えたり、他人にすぐわかるところにメモしたりするなどしないでください。
- インターネット閲覧時に、通知の許可を求められてもむやみに許可しないでください。
- インターネット上のファイルには、危険なものもあるので、むやみにダウンロードしないでください。
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることを、ネット上に書き込んではいけません。
- カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影の対象者の許可を得てください。
- 他人の所有物を無断で撮影しないでください。
- 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず撮影・所持・送信・公開してはいけません。
- 他人の学習者用パソコンに、本人の許可なく触れることを禁止します。
- 利用時間及び利用内容については、示された約束を守ってください。
- 教室移動や体育等で学習者用パソコンを利用しないときは、学校の所定の充電保管庫に保管します。ただし、家庭に持ち帰る場合もあります。
- 家庭に持ち帰った場合は、充電の状況を確認しておいてください。
- 家庭でも学習者用パソコンを SNS やネットゲーム等に利用してはいけません。

※破損や紛失、盗難防止に努めてください。破損や紛失、盗難にあった場合には、学校へ報告してください。その後、保護者負担による修理・購入となる場合があります。（詳細は 8 頁参照）

1 はじめに

(1) ネットワーク環境

本町における学習者用パソコンは、Chromebook です。この機種はインターネットが接続できる環境で利用する情報端末です。学校の校舎内・体育館内で Wi-Fi によるインターネット接続環境を提供しています。

(2) 学習者用パソコン(Chromebook)の特徴

- Google Chrome ブラウザをベースとした OS にしているため、動作が軽く、ネット接続もしやすいです。
- パソコン初心者や、スマートフォンを使っている人でも、ストレスなく操ることが出来ます。
- Chrome OS ではすべてのプロセスがシステムと切り離して行なわれるため、ウイルス対策が不要なほどセキュリティが強固です。
- タッチパネル、キーボードが使用できます。
- キーボードは取り外し出来ませんが、360 度回転させることで、タブレットモードとして活用することができます。

(3) 学習者用パソコンの充電について

教室には充電保管庫が整備されており、充電保管庫に設置している AC アダプターに接続し、充電しています。

持ち帰り時の家庭における充電は、付属品として購入した充電器をご使用ください。また、使用前には学習者用パソコンの充電状況をよく確認しておき、充電容量が10%以下になる前に充電をお願いします。充電時間は約 2 時間、駆動時間は最大約 10 時間です。また学校へのモバイルバッテリーの持ち込みは禁止しています。家庭での充電の際は、スマートフォンの充電器では出力が弱く充電出来ない場合がありますので、購入した充電器で充電してください。

(4) 同意書の提出について

学校から配付された(様式1)「学習者用パソコン利用についての同意書」の内容をご確認のうえ、署名して学校(担任)に提出してください。

2 禁止事項

- Google アカウントの変更はできません。
- アプリの削除禁止
すでにインストールされているアプリを自分で削除してはいけません。
- アプリのインストール
アプリのインストールは学校全体で統一して行われます。授業で使用するアプリ以外は、個人でアプリをインストールしてはいけません。
- 学習以外のサイトは情報端末で利用してはいけません。
学習目的以外のサイト(暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング・SNS 等)

を利用してはいけません。

- 他人のアカウント (ID) を不正利用することはできません。

勝手に他人の「アカウント (ID)・パスワード」などを利用する行為は禁止します。

- 情報端末等に貼ってあるシールをはがさないでください。

児童生徒全員が同一機種を使用しますので、テープに書いてある番号で情報端末を管理しています。卒業するまで個人が使いますので、大切に扱ってください。

- 学校が貸与した学習者用パソコン以外の情報機器の持ち込みは禁止です。

3 制限事項

(1) 初期パスワード

パスワードは担任の先生を通じて通知します。通知されたパスワードは個人で管理し、決して他人には教えないでください。

(2) パスワード忘れ

パスワードを忘れてしまった場合には、すみやかに担任へ申し出てください。

(3) 学習者用パソコンの貸し借りについて

学習者用パソコンは学校の所有物です。それを児童生徒のみなさんに貸し出しています。友人に貸し出すことは禁止します。責任をもって個人が大切に使用してください。

(4) 破損について

情報端末は精密機械です。大切に取り扱いってください。また、学習者用パソコンは、防水ではありません。トイレやバスルームで使うと誤作動の原因となるだけでなく、水没により使用不能になることもあります。

万一破損や紛失等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに「破損届・修理願い」「紛失届」に必要事項を記入の上、提出してください。修理及び購入は、保護者負担となる場合があります。(詳しくは 8 頁参照)

4 情報モラルに関すること等

(1) インターネットやメール・SNS について

インターネットやメール・SNS の使い方には十分に注意してください。これらは誤った使い方をすると他人を傷つけたり、自分が傷つけられたりする道具となってしまいます。

(2) 個人情報について

自分または他人の画像・音声・動画・個人情報 (名前、住所等) は、本人の同意にかかわらず撮影・所持・送信・公開してはいけません。

(3) 家庭での機器依存症について

ご家庭での情報端末のインターネット接続の判断は保護者の方にお任せいたします。目的以外に家庭で深夜まで情報端末を使い、インターネットに接続してサイトの閲覧等に熱中するようではいけません。決められた約束の下、使用するようご協力をお願いします。

※上記のことが守られない場合は、学習者用パソコンの一時没収及び生徒指導規程に基づいた特別な指導を行うこともあります。

5 Google Workspace for Education 利用に係る個人情報の取扱いについて

府中町教育委員会及び府中町立の各小中学校では、Google Workspace for Education を利用します。Google Workspace for Education は、Gmail、カレンダー、ドキュメント、Classroom など、Google が提供する教育向け生産性向上ツールのセットです。

児童生徒は、課題の取り組み、教員との連絡、Chromebook へのログイン、21世紀のデジタル利用の心得に関する学習などで各自の Google Workspace for Education アカウントを使用します。

つきましては、府中町教育委員会及び本校が児童生徒の Google Workspace for Education アカウントを提供し、管理します。

なお、Google 社における個人情報の取扱いについては、次の URL からご確認ください。

「Google Workspace for Education のプライバシーに関するお知らせ」

https://workspace.google.com/terms/education_privacy.html

6 健康面への配慮

家庭で端末を利用する際は、以下のとおり、子供たちの健康影響に配慮していただくとともに、家庭においても、子供が自らの問題として捉えられるよう、利用時間や方法を話し合っ、決めてください。

(例)

- 端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を 30cm 以上離します。(目と画面の距離は長ければ長い方が良い)
- 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30 分に1回は、20 秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休めます。(遠くを見る際の目標物を決めます)
- 端末を見続ける一度の学習活動が長くならないようにします。
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整します。
- 部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整します。(一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ(輝度)を下げるのが推奨されます)
- 就寝1時間前からは ICT 機器の利用を控えます。(睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され、寝つきが悪くなるため)

学習者用パソコンの故障、破損、紛失等の対応について

児童生徒に配付された学習者用パソコンは、学校から児童生徒に貸与するものです。

学校における学習者用パソコンの故障や破損、紛失等については、原則、町負担としますが、児童生徒による故意又は過失による破損や紛失については、全部若しくは一部は、保護者の費用負担となる場合があります。

また、持ち帰り時の家庭における故障（児童生徒の故意又は過失による場合）や破損、紛失に伴う修理や修理不可のため同等品（機種は町指定）を購入する必要がある場合の費用は、保護者負担となる場合があります。

1 紛失対応

学習者用パソコンを紛失したとき、至急、次の対応をお願いします。

- ① 警察に遺失届を速やかに提出してください。
- ② 保護者（本人）から担任（学校）へ紛失した旨、電話する。
- ③ 「学習者用パソコン紛失届」（様式2）に記入し、担任（学校）に提出、状況確認する。

2 故障・破損対応

学習者用パソコンが故障又は破損したとき、次の対応をお願いします。

- ① 「学習者用パソコン故障・破損届」（様式3）に記入し、本体をもって担任（学校）に提出、状況確認する。

(様式 1)

学習者用パソコン利用についての同意書

※ご家庭でお子様と確認し、署名して学校に提出してください。

学校が所有する学習者用パソコン等の貸与を受けるに当たり、学習者用パソコン利用の手引き及び学校からの指示事項を厳守するとともに、貸与を受けた学習者用パソコン等の家庭への持ち帰り利用により生じた事故及びトラブル等については、責任をもって対応します。

【学習者用パソコンを使用するときに】

- 学習以外のことには使用しません。
- 紛失、故障、破損があればすぐに学校に報告します。
- 学習者用パソコンの貸し借りはしません。
- ハードウェア、ソフトウェアの設定を変更しません。
- 授業以外でソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用しません。
- 学校から自分に配付されたアカウント（ID）やパスワード以外（個人的なもの、他人のもの）は使用しません。
- 持ち帰って使用する場合以下の事項について守ります。
 - ・信頼できる Wi-Fi（パスワードを設定している Wi-Fi、児童生徒の保護者等が契約している家庭用 Wi-Fi）以外へ接続しません。
 - ・学习上必要のあるサイト以外を閲覧しません。
 - ・私用の端末・機器と接続しません。
 - ・長時間や深夜の使用はしません。（目安として 21 時～6 時までには使用しません）
- その他、情報セキュリティに脅威を及ぼす可能性があることはしません。

【個人情報の保護について】

- 写真を撮ったり、音や映像を録音・録画したりする時は、相手の許可を得ます。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、顔写真等）をインターネット等へ書き込みません。
- 府中町教育委員会及び学校が、児童生徒の Google Workspace for Education アカウントを提供し、管理します。
- 府中町教育委員会及び学校が、教育活動や適切なパソコン等の利用方法の指導に資するため児童生徒の学習者用パソコンの利用状況を管理し、利用します。

【人権侵害について】

- コメントをするときには相手を思いやり、傷つけたり、不快感を与えたりしないようにします。

【著作権について】

- 他人の作品や表現を尊重し、他人の作品を使用するときは許可を得るようにします。

【安全性（セキュリティ）について】

- アカウント名やパスワードは自分の責任で管理します。

上記の条件をしっかりと守り、学習者用パソコンを卒業までの期間使用します。

また、上記の条件が守られない場合は、貸与を一時中断し、特別な指導を受けることを了解します。

府中町立 _____ 学校長 様

年 月 日

児童生徒名： _____

保護者氏名： _____

(様式2)

学習者用パソコン紛失届

府中 _____ 学校長 様

届年月日	年 月 日
学 級	年 組 番
児童生徒氏名	
保護者氏名	

私は、下記の理由により学習者用パソコンを紛失しましたので届けます。

記

紛失日	年 月 日 (曜日)
紛失した場所	
紛失状況	

※紛失状況等により、町指定の同等機種の購入費用の全部又は一部は、保護者負担となる場合があります。

(様式3)

学習者用パソコン故障・破損届

府中 _____ 学校長 様

届年月日	年 月 日
学 級	年 組 番
児童生徒氏名	
保護者氏名	

私は、下記の理由により学習者用パソコンが故障・破損しましたので届けます。

記

故障・破損した日	年 月 日 (曜日)
故障・破損箇所	
故障・破損が 発生した状況	
故障・破損理由	

※故障・破損状況等により、修理又は町指定の同等機種を購入に係る費用の全部又は一部は、保護者負担となる場合があります。